

情報法制研究の新たな対象としての個人情報保護委員会

一橋大学名誉教授・前個人情報保護委員会委員長

堀部 政男

HORIBE Masao

情報法制研究の対象は拡大の一途を辿っている。それに拍車をかけているのが2016年1月1日にその前身の特定個人情報保護委員会を改組して設置された個人情報保護委員会（PPCという略称を用いている）である。

この巻頭言の筆者は、2014年1月1日に設置された特定個人情報保護委員会の初代の委員長を拝命し、PPCに改組されたときにその委員長に就任した。そして、2018年12月31日に、法定の5年の任期を終えて退任した。この5年間は、常勤であったので、特定個人情報（マイナンバー）の施行準備、その適正な取扱いの確保方策等の検討から始まり、3年目の2016年1月1日からは民間部門における個人情報の取扱いに関する監視・監督等にも当たってきた。これは、私にとっては極めて貴重な経験であった。それを含めて語りたいことは語り尽くせないほど沢山あると言っても過言ではないであろう。その業務に漬かり切ったという自負がある反面、それを客観化することは必ずしも容易ではないように思われる。PPCについては、情報法制研究の新たな対象として多面的に取り組むことを望んでいる。

PPCで作成し又は取得した情報は、ホームページで原則公開しているのだから、それらを利用し、研究対象とすることが可能である。

ここでは、その一例である特定個人情報保護評価を取り上げてみることにする。これは、諸外国で実施されているプライバシー影響評価（privacy impact assessment：PIA）に相当する。個人情報の保護に関する法律（平成15（2003）年法律第57号）（個人情報保護法）では取り入れられていないが、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25（2013）年法律第27号）（マイナンバー法）では、前述のような名称で当初から実施されるようになっている。

特定個人情報保護評価については、ホームページをチェックしていただくと理解していただけると思うが、情報が豊富であることを確認できるであろう（<https://www.ppc.go.jp/enforcement/assessment/>）。これをどのように実現するかは、こういう経緯がある。社会保障・税に関わる番号制度及び国民ID制度における個人情報保護の仕組みに関する事項を検討するため個人情報保護ワーキンググループ（座長・筆者）、両制度で共通する事項のうち技術に係る事項を検討するため情報連携基盤技術ワーキンググループがそれぞれ設置され、また、両制度における情報保護評価の実施枠組み等を具体的に検討するため、個人情報保護ワーキンググループの下に情報保護評価サブワーキンググループが設置された（<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jouhouwg/index.html> 参照）。

2014年発足の特定個人情報保護委員会では、この経緯をも参考にしつつ、特定個人情報保護評価に関する規則・指針を検討した。

これについてはかなり以前から関心を持っていたので、日本で構想された特定個人情報保護評価を Specific Personal Information Protection Assessment という英訳で説明したところ、前述のPIAに詳しいヨーロッパ人からは、分かりにくいといわれたことがある。

日本では、個人情報保護関係法では、プライバシーという言葉を使わないため、法律上は「プライバシー影響評価」という表現は用いられない（もっとも委員会策定の「特定個人情報保護評価指針」では、説明のためにプライバシー等権利利益などのように「プライバシー」を使っている例はある）。マイナンバー法で採用されることになる「特定個人情報保護評価」を英訳すると上記のようになる。これと同様な表現は、2018年5月25日に適用が開始された、EU（欧州連合）の一般データ保護規則

(General Data Protection Regulation : GDPR) でも見られるようになったことを認識する必要がある。それは、data-protection impact assessment (データ保護影響評価) である。GDPR でも、e-privacy Directive に注の (18) で言及している以外は、プライバシーについて規定していない。2012年1月25日に公表された GDPR の提案 (Proposal for GDPR) では、privacy by design などプライバシーを使った例はあったが、それは、GDPR の制定日 (2016年4月27日) に失効したので、現行の GDPR では、data protection by design となっている。

プライバシー影響評価やデータ保護影響評価は、一般のデータ保護法でも取り入れられている国があるので、個人情報保護法の3年ごとの見直し (改正個人情報保護法附則12条3項) でも議論される必要があるといえる。その際に個人情報保護委員会における特定個人情報保護評価の経験は相当程度役立つと考えるので、大いに研究していただくことを期待したい。